

組⑦ まちの委員活動を 支えるためのケア

上限5時間 ケア金400円／30分

「まちの委員登録」をしている組合員が、活動として（総会を含む）会議・企画に参加するとき、身近なエコロ加入者にサポートしてもらうケア

どんなことを頼めるの？

- 会議・企画の開催場所ではなく、ケア者の家などで子どもを預かってもらう

例

- 自宅での作業中の託児
- 高齢の家族や障がいをもつ家族などの見守り
- 障がいを持つ組合員のケア

組⑧ まちの委員活動を 支えるための補助

1回上限5時間 400円／30分を上限に実費を補助

「まちの委員登録」をしている組合員が、活動として（総会を含む）会議・企画に参加するとき、通園している幼稚園や運動グループなどの事業者に、子どもの延長保育や一時預かり保育、高齢の家族の見守りなどを依頼した場合に支払った実費の一部を補助します。

▷幼稚園や保育園の毎月の月謝・保育料は対象ではありません。

▷申請には第三者証明が必要です。

- 申請書以外に必要な添付書類
- 事業者からの請求書または領収書（コピー可）

組⑨ 企画参加を支えるための補助

1回上限3時間 400円／30分を上限に実費を補助

主催者がまちの託児ケア者グループではなく、生活クラブ運動グループの事業者に託児ケアを依頼した（総会を含む）会議・企画において、参加者（子どもを預けた人）がその事業者を支払った料金の一部を補助します。

▷会場の都合やまちに託児ケア者グループが形成されていないなどの理由により、開催場所での託児ができず、主催者を通じて依頼した場合に限ります。

主催者

託児数を集約して運動グループに依頼します。当日実際に託児を利用して参加した組合員に、日付と第三者証明の署名を入れた申請書を渡します。

参加者

対象の企画かどうか、また、どこの団体に依頼するかについては、主催者に確認し申し込んでください。

利用料金の実費を各自で事業者を支払います。開催場所で主催者から第三者証明が署名された申請書をもらい、必要事項を記入し必要書類を添えてセンター・デポに提出します。

- 申請書以外に必要な添付書類
- 事業者からの請求書または領収書（コピー可）